第50条第2項の届出の郵送による提出について

宅建業法第50条第2項の届出（事務所以外の案内所等の届出）について、郵送による提出を希望する方に対して、郵送による申請の受付を行っています。なお、従来どおり、窓口での受付も可能です。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、下記の①～④を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、届出書の副本に受付印を押印し、同封された封筒により簡易書留で返送します。

1. 宅建業法50条第2項の届出書（様式第12号）　正本２部・副本１部
2. 業務所在地の地図
3. 返信用の封筒

（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと）

1. 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

※大阪府知事免許業者で業務所在地が大阪府内の場合のみ、②の業務所在地の地図の添付を省略することができます。また、提出部数は、正本1部・副本1部となります。

※届け出は、業務を開始する日の10日前までに行わなければなりません。

（郵送による提出の場合、必着のこと。）

* ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口　**２Ｆ**

（〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎内）

TEL:０６－６９４１－０３５１（内線：３０８５・３０８８）

　　　　０６－６２１０－９７３３

FAX:０６－６６１４－７５６２